

**今後の国境離島の保全、管理  
及び振興のあり方について  
最終提言**

**平成26年6月30日**

**国境離島の保全、管理及び振興のあり方  
に関する有識者懇談会**

## 目次

1. はじめに	1
2. 離島をめぐる社会情勢等の変化	1
3. 国境離島の役割	3
4. 離島の保全、管理及び振興に関する地域の課題	4
5. 諸外国の離島の保全、管理に関する取組事例	6
6. 国境離島をめぐる立法府の動き	7
7. 国境離島の保全・管理のあり方	7
8. まとめ	12

## 1. はじめに

四方を海に囲まれた我が国において、いわゆる国境離島は、領海において領域主権を行使するための根拠として従来から重要であったが、近年、排他的経済水域等において主権的権利や環境保護及び保全に関する管轄権等の権利義務等を行使するための根拠として、一層その重要性が高まっている。

こうした状況を踏まえ、本懇談会は、これまでの国境離島に関する施策を点検・評価し、今後の施策の方向性の検討を行うことを目的として、昨年4月26日から山本海洋政策担当大臣の下に開催され、これまで13回に及ぶ討議を重ねてきた。なお、本懇談会においては、特定の離島を念頭に置くことなく、我が国の国境離島全般について広範に検討することとし、領域主権や主権的権利等を行使するために重要となる「我が国の領海及び排他的経済水域等の保全」を、国境離島の中心的な役割として位置付け、検討を進めてきた。

この間、国境離島の保全、管理及び振興に関する施策や課題等について、関係省庁や離島を有する自治体の代表からヒアリングを行いつつ、委員間で鋭意議論を進めてきた。

昨年6月26日には、「中間提言」をとりまとめ、山本海洋政策担当大臣に手交したが、中間提言においては、直ちに実施すべき3つの施策を示し、これらについては最終提言を待たずに直ちに着手するよう提言した。

本懇談会においては、中間提言以降も8回に亘って議論を重ね、今後の国境離島の保全、管理及び振興のあり方について、今般、「最終提言」としてとりまとめた。

## 2. 離島をめぐる社会情勢等の変化

### (1) 離島の現状

我が国には周囲が100m以上ある離島だけでも約6,800島あり、小さなものまで入れると数万あると言われている。このうち、海域にある有人離島は約400あり、残りはすべて無人離島である。

無人離島については、人が常駐していないため、有人離島よりも、保全・管理などを行う上で、目が行き届きにくい状況下にある。

また、有人離島においても、自然的条件の厳しさに加え、近年、人口の減少や高齢化の進展が著しいなど、全国の他の地域に比べて、社会的条件も厳しさを増しており、離島を適切に保全・管理していくことが難しくなりつつある。

### (2) 離島の位置付け、役割の変化

離島は、有人であるか無人であるかにかかわらず、古来より漁業や航行等周辺海域での活動を行うための目印、拠点として重要な役割を果たしてきた。また有人離島の場合には、不利な地理的条件等により、産業基盤や生活環境等に本土と大きな格差のある状態にあったことから、昭和28年に離島振興法（昭

和 28 年法律第 72 号) が制定され、離島の振興及び格差是正の観点から基礎的条件の改善、産業振興、生活環境等の基盤整備等が進められてきた。

また、近年になり、海洋法に関する国際連合条約（以下「国連海洋法条約」という。）の発効等海洋に関する国際的なルールに大きな変化をもたらされた結果、離島は領海、排他的経済水域等の根拠となることが改めて認識され、海洋資源の開発及び利用等海洋政策の観点からも重要な役割を果たすようになった。これらを踏まえ、現在では、「海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針」（平成 21 年 12 月 1 日）が策定された他、「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律（低潮線保全法）」（平成 22 年法律第 41 号）が制定され、離島を保全・管理するための各種施策が推進されている。

さらに、昨今、離島は安全保障や海洋秩序の維持の観点からも重要な役割を担っていると認識され、昨年策定された新たな海洋基本計画（平成 25 年 4 月 26 日）や国家安全保障戦略（平成 25 年 12 月 17 日）においては、これらの観点からの施策が位置付けられたところである。

以上のように、離島の位置付け、役割は多様化し、近年、その重要性を増している。

### （3）離島をめぐる情勢の変化

離島が果たしている、我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用等の「国家的役割」、及び自然、文化等との触れあいの場、機会提供という癒しの空間としての役割等の「国民的役割」は、今日ますます重要性を増している。今後とも離島に人が住み続け、これらの離島の役割が最大限発揮できるよう取り組んでいくことが必要である。

また、我が国周辺海域においては、洋上風力発電等海洋再生エネルギー開発が進められている他、海洋資源の開発に関する調査・研究も進められており、南鳥島周辺の海底ではレアアースを含む海底堆積物が発見されるなど、海洋資源開発への期待が高まっている。この他、南鳥島においては、産官学が連携した海洋に係る先端的技術開発の実証試験等に向けた検討が進められており、技術開発課題の公募が行われているところである。

さらに、国際社会におけるパワーバランスの変化等がアジア太平洋地域の安全保障環境にも影響を及ぼしており、近隣諸国の海洋権益をめぐる主張や活動が活発化している。特に、我が国周辺海域においては、我が国の領海及び排他的経済水域内での外国漁船による違法操業や、我が国の同意を得ない外国船舶による海洋調査、外国公船の領海侵入等の事案も繰り返されるなど、近隣諸外国の海洋活動や安全保障の観点から看過できない海洋進出が活発化しており、従来以上に、離島の保全・管理を適切に実施していくことが必要とされている。

こうした中、特定の離島については、報道等を通じて、一般の国民にも情報が提供され、関心も高まっている。しかしながら、メディアから出される情報は、特定の離島に偏っており、離島全体の概要や役割について、さらに広く国民へ広報することにより、正しく認識してもらうことが求められている。

### 3. 国境離島の役割

#### (1) 海洋立国日本の取組姿勢と目指すべき方向性

昨年4月に策定された新たな海洋基本計画においては、海洋立国日本の取組姿勢と目指すべき方向性として4つの事項を掲げており、離島の保全・管理に係る取組の方向性は以下のとおりである。

- ・国際協調と国際社会への貢献

国連海洋法条約等の関係国際法を遵守するとともに、海洋環境の保全など条約に規定された義務を履行するため、離島及び周辺海域の保全・管理に取り組む。

- ・海洋の開発・利用による富と繁栄

エネルギー・鉱物資源や水産資源等の海洋資源の開発が、本土から遠く離れた海域においても安全かつ安定的に行われるよう、離島の保全・管理の取組を進める。

- ・「海に守られた国」から「海を守る国」へ

海上交通の安全確保、海洋由来の自然災害による被害の防止・軽減、領海及び排他的経済水域の保全の観点から、離島の保全・管理に取り組む。

- ・未踏のフロンティアへの挑戦

深海を始め海洋の未知なる領域の実験・研究等の拠点となるよう、離島の保全・管理の取組を進める。

国境離島の保全・管理については、これらを踏まえ、国連海洋法条約を始めとする関連国際法に基づく海洋秩序の発展に寄与するとともに、我が国の国民生活の維持、向上が図られ、ひいては人類の発展に資することを念頭に取組を進めることが重要である。

#### (2) 国境離島の役割

我が国は、北海道、本州、四国、九州及び沖縄本島を含め、数万の島から構成されており、海洋基本法（平成19年法律第33号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、海洋管理のための離島の保全・管理のあり方に関する基本方針（平成21年12月1日）及び離島振興基本方針（平成25年3月29日）においても示されているように、離島は次のような役割を担っている。

##### ①我が国の領海及び排他的経済水域等の保全

我が国の排他的経済水域又は領海の外縁を根拠付ける基線は、我が国の最外縁部に存在するものであり、地理的にその多くは本土から離れた離島に存在する。我が国が多くの離島を有することによって国土面積の約12倍の広さを誇る管轄水域を有することにもなっている。

##### ②海上交通の安全の確保

船舶が安全に航海をするためには、拠点となる港湾や避難港のほか、灯台等の航路標識といった海上交通の安全施設等が不可欠であり、これらが設置

されている離島も多い。また、海難における船舶等の救助や海上における治安を確保するための海上保安庁の最前線の拠点として離島が果たす役割は大きい。

#### ③海洋資源の開発及び利用

我が国周辺海域は水産資源に恵まれ、離島は古来より漁業活動の目印や拠点として重要な役割を果たしてきた。また、昨今、我が国周辺海域に存在する豊かな海洋資源（鉱物・エネルギー資源、水産資源等）に対する期待が高まっており、この恩恵を最大限に享受し、また持続可能な開発を行っていくためには、本土から遠く離れた離島において活動拠点の整備が必要である。さらに、今後、期待が膨らむ周辺海域の未利用エネルギーの開発やそのための利用の拠点としても、離島は一層重要な役割を担うようになるであろう。

#### ④海洋環境の保全

離島及びその周辺海域は、多様な生物の生息・生育の場となっており、海洋の豊かな自然環境、離島独自の生態系の保護、生物多様性の保全等のためにも、その保全・管理の推進が課題となっている。

#### ⑤領域警備及び安全保障

離島の中には、海上保安庁の事務所や自衛隊の基地等が置かれ、我が国の領域主権を害する行為から我が国の領土と領海を堅守する役割を果たしているものも多い。

#### ⑥その他の役割

海上に展開する離島は我が国にとってかけがえのない存在であるが、上記のほかにも次のような役割も担っている。

- ・海洋資源を活用した実験・研究の拠点
- ・国際交流の拠点
- ・海洋や自然とのふれあいを求める国民にとっての癒しの空間
- ・多様な文化や歴史を継承する場

このように、離島には様々な役割が求められ、それぞれの役割を担うための施策の優先度は、その地理的位置、歴史的経緯、海洋の利用実態、離島を取り巻く環境などにより変化しうるものであり、更に離島ごとにもニーズは異なっている。離島の保全、管理及び振興を検討するに当たっては、周辺管轄海域と一体的な措置を検討すべきである。

## 4. 離島の保全、管理及び振興に関する地域の課題と取組事例

離島が抱える具体的課題や取組状況を把握するため、全国離島振興協議会会長の壺岐市長から、離島を抱える市町村長として、離島の保全、管理及び振興に関して抱えている課題や地域独自の取組についてご紹介いただいたところ、協議会会長から、次のような課題及び取組事例が提示された。

（課題）

- ・離島の人口、農林水産業生産額などの減少

- ・離島交通（人流・物流）のコスト高の現況
- ・石油製品価格の高騰
- ・漂流・漂着ゴミ、漂流木などの処理問題
- ・無人島化、公的機関の統廃合など

（取組事例）

- ・海の安全の確保（住民による灯台等の維持管理、漁協等による密漁、不審船等の監視等）
- ・漂流・漂着ゴミの回収・処理<sup>1</sup>
- ・国民に対する普及・啓発（国境離島ツアーの実施<sup>2</sup>、国境離島切手の発売<sup>3</sup>等）

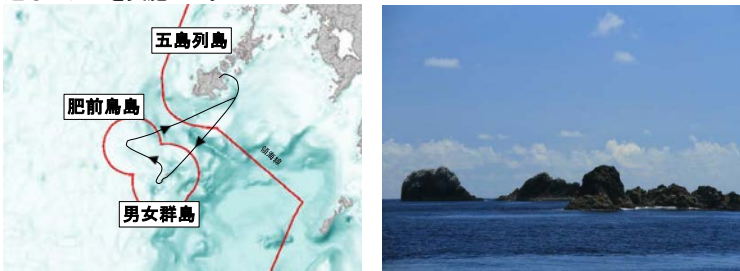
また、全国離島振興協議会が取りまとめた「離島関係市町村長意向調査」の結果によると、離島の保全及び振興に関する措置で現在の枠組みにないものとして、警備・防衛体制の強化、監視体制の強化、外国船による違法行為の防止など「保

<sup>1</sup> 例えば、民間組織によるボランティアツーリズムが香岐において開催されており、ボランティアによる漂着ゴミの回収が行われている。



平成24年4月 第2回ボランティアツーリズムin香岐(出典:香岐市長のブログ「魏志倭人伝の島 一支国物語」)

<sup>2</sup> 国境離島の役割の発信及び実態の確認を目的として、平成24年7月に五島市が一般市民等を対象に男女群島や肥前島島を巡るツアーを実施した。



平成24年7月に行われた離島ツアー訪問先(左)、訪問先の肥前島島(右・提供:五島市)

<sup>3</sup> 国境離島の重要性をPRするため、平成24年10月に長崎県離島振興協議会が企画した切手「長崎県の国境離島」が発売された。切手には対馬、香岐、五島列島の風景等がデザインされている。



「長崎県の国境離島切手」(平成24年10月発売)(提供:郵便局株式会社)

全・安全」に関する事項を挙げる回答が多く、「保全・安全」の担い手として「漁業者による監視活動」を重視し、漁業者の安全確保・支援が必要であるとの意見が挙げられている。また、最近10年ほどの間に発生した島の安全に関する案件として、外国漁船による密漁、無許可・違法操業、外国船の集団避泊が上位に挙げられた。

## 5. 諸外国の離島の保全・管理に関する取組事例

諸外国においては、離島やその周辺海域の保全・管理を目的とした施策を行っている国もあり、本懇談会においては、議論の参考とするため、いくつかの事例を取り上げた。

事例を大きく分けると、①離島の保全・管理に特化した一般的な法令や計画等を策定し、施策を行っている事例と、②環境保護や生物多様性の保全など特定の目的ごとに法令を制定し、それら法律に基づいて、これらの観点から離島の保全・管理に関する施策を行っている事例がある。

①の事例としては、インドネシア、韓国、中国、メキシコが挙げられる。

インドネシアについては、2005年に大統領令「最遠隔小島の管理について」が制定されて以降、複数の関連法令が制定され、最遠隔小島（群島基線の基準となる地理的座標基準点を有する小島）92島を対象として、保全・管理計画等の策定が進められている。

韓国については、2007年に「無人島嶼の保全及び管理に関する法律」が制定され、無人島嶼を4類型に分類し、類型毎に出入、開発、利用等の行為を規制している。特に、領海基点となる島嶼については、形状破壊防止措置の実施等を国に義務付けている。

中国については、2010年に「海島保護法」が制定され、開発、利用等の行為を規制している他、無人島が国に帰属すること、島の名称を定め、島名標識を設置すること等が規定されている。特に、領海基点となる島等については、特別保護を実施することとされており、地形を改変する可能性のある活動を原則禁止している。

メキシコについては、2012年に「メキシコの島嶼領土の保全と持続可能な開発のための国家戦略」が策定され、優先的に扱う島々を順位付け、脅威要因と対策の整理等を行っている。また、島嶼領土法の策定の検討が盛り込まれている。

②の事例としては、アメリカ、オーストラリア、フランスが挙げられる。

アメリカについては、1906年に制定された「遺跡保護法」に基づき、価値ある遺跡が国定記念物に指定、管理されている。離島については、北西ハワイ諸島、マリアナ海溝、太平洋離島及びローズ環礁が対象となっており、離島及び周辺海域を海洋保護区（MPA）に設定し、石油・天然ガスの探査・開発・生産や商業目的の漁業を禁止している。

オーストラリアについては、1999年に制定された「環境保護及び生物多様性保全法」に基づき、ハード島及びマクドナルド島、珊瑚海諸島等、離島及び周辺海域が連邦海洋保護区に指定され、商業活動や石油・ガスの探査活動等が規制さ



れている。

フランスについては、インド洋南部から南極大陸にかけての海外領土であるフランス南方・南海領土（TAAF）<sup>4</sup>を対象として、「フランス南方・南海領土の自然リザーブ設置に関する行政命令」が2006年に制定され、同令に基づき、自然リザーブを設定し、動植物の国外種の持込、環境に影響を与えるような物品の廃棄、調査活動、探査活動等を禁止している。他方、島々への物資輸送船を活用したクルーズが定期的実施されている他、TAAFを対象とした切手が発行されているなど、国民の普及・啓発に係る取組も行われている。

## 6. 国境離島をめぐる立法府での動き

立法府においては、いわゆる国境離島に関する法案として、平成24年6月に「無人国境離島の適切な管理の推進に関する法律案」が、同年11月に「特定国境離島保全・振興特別措置法案」がそれぞれ自民党により議員立法として参議院に発議されたが、これらの法案は、いずれも同年11月の衆議院の解散により廃案となった。

他方、昨年11月には、いわゆる国境離島のみならず、防衛施設、原子力施設等も含めた安全保障上重要な土地を対象とした「国家安全保障上重要な土地等に係る取引等の規制等に関する法律案」が日本維新の会により議員立法として衆議院に発議され、現在、国会において継続審議となっている。また、安全保障上重要な土地の取引等のあり方については、自民党内においても、現在、議論が進められているところである。

## 7. 国境離島の保全・管理のあり方

### （1）検討対象とする離島

本懇談会においては、中間提言で定義したように、国境離島に求める中心的な役割を「我が国の領海及び排他的経済水域等の保全」とし、検討の対象とする離島を、有人、無人を問わず、領海（基線から12海里まで）の外縁を根拠付ける低潮線を有する離島（排他的経済水域（基線から200海里まで）の外縁を根拠付ける低潮線を有する離島を含む。）とした。

なお、無人離島の場合、その近辺に有人離島があり、その有人離島が無人離島の保全・管理を行う上で重要な役割を果たす場合があり、こうした場合には、必要に応じ周辺の関係離島についても対象とした。

### （2）取組の基本的な考え方

国境離島の保全・管理は、既述した海洋立国日本の取組姿勢と目指すべき方向性に基づいて、着実に取り組んでいく必要がある。また、取組の推進に当たっては、課題の重要性、緊急性、多様性に鑑み、関係省庁、地方公共団体、多

<sup>4</sup> 我が国としてはフランスによる南極大陸上の「領土」について認めないとの立場である。

数の民間団体、国民との協力体制が必要であり、観光業者、漁業者、環境保護団体、研究所、国民等との多様な形態の協力が不可欠である。

### (3) 海洋管理の観点から、優先的に取り組むべきこと。

#### ①国民への普及・啓発

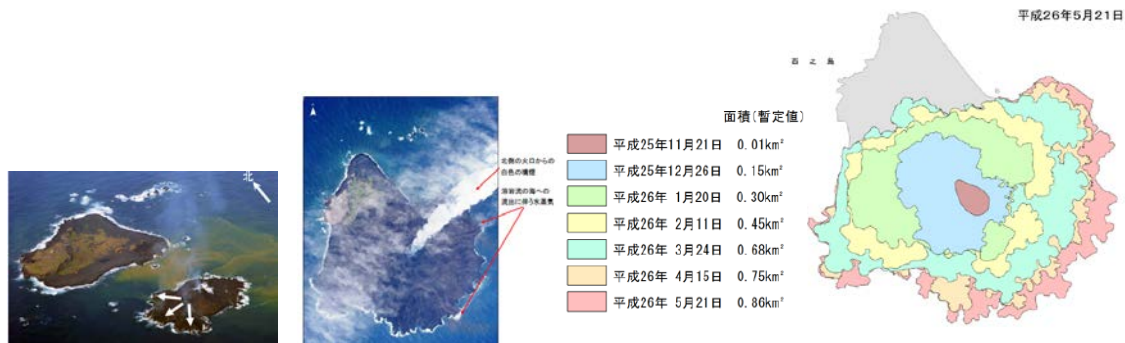
国民への普及・啓発に関しては、国民の関心が高まっている現時点が、取組を強化するタイミングとして適当であるとともに、将来にわたって国民が離島及びその周辺水域に関心を持ちうるような国民参加型の企画を国等の公的主体が立案していくことが重要である。

このため、国境離島の重要性等について、積極的に情報を発信し、一層の普及・啓発に努めていく必要がある。領海の外縁を根拠付ける離島の役割や特徴等をまとめ、「国境離島 Web Page」や小冊子を作成し、これらの情報を発信していく必要がある。なお、情報発信に当たっては、例えば、西之島の噴火活動<sup>5</sup>等の国民の関心が高いトピックや、諸外国や地域で行われている取組を紹介するなど、国民が理解しやすいものとなるよう工夫していく必要がある。また、関心をより高めるためには、離島観光や離島をめぐるクルーズなどの海洋観光、エコツーリズムを推進し、国民が実際に離島に行ったり、見たりする機会を増やすことが重要であり、これらの情報についても「国境離島 Web Page」や小冊子等に提供できるとよい。また、民間、大学等と連携して国境離島を調査、研究、技術開発の場とすることも重要である。さらに、副教材の作成、体験型の活動の推進等により、国境離島の役割や重要性に関する教育を充実させていく必要がある。

#### ②国境離島の保全・管理の基本となる事項の着実な取組

中間提言においては、領海の外縁を根拠付ける離島について、基本情報の収集、土地の所有者の把握、名称のない離島への名称付与の3点を直ちに実施するべきとして、提言した。政府においては、既に取り組が進められているが、今後とも情報の更新、充実等を着実に進めていく必要がある。

<sup>5</sup> 平成25年11月20日、小笠原諸島の西之島の沖合で、新島が出現し、噴煙を上げている様子が確認された。その後、新島は拡大を続け、西之島と一体となり、5月21日の時点で東西約1,300m、南北約1,050m、面積約0.86km<sup>2</sup>（東京ドームの約18倍、噴火前の西之島の約4倍）に達し、現在も活動が継続している。



(左:平成25年12月13日、中・右:平成26年5月21日 提供:海上保安庁)

基本情報については、自然地理情報、歴史文化情報等が収集されているが、これらの情報を上記の「国境離島 Web Page」や小冊子等の中で発信していくべきである。

また、土地の所有者の把握については、関係省庁による連絡会議が開催され、登記簿や国有財産台帳により、所有者情報の調査が進められている。約 400 島（約 500 の領海の外縁を根拠付ける離島のうち、EEZ の外縁を根拠付ける離島でもある 99 は過去に調査済）を対象に調査が行われ、これまでの無人離島（約 350 島）については、約 2 割の所有者が判明したが、残りの約 8 割は国庫に帰属する土地<sup>6</sup>（国有地）である可能性があることが分かった。今後、新たに判明した国有地については、これを明確にするため、関係省庁の連携の下、国有財産台帳へ登録する必要がある。また、所有者情報については、関係省庁による連絡会議を通じて、関係省庁の連携の下、継続的に更新していくことが重要である。

さらに、名称のない離島への名称付与については、地図及び海図における名称記載の有無について調査が行われ、名称のない離島が約 160 島、地図及び海図に記載された名称に差異のある離島が約 80 島あることが分かった。既に作業が進められているが、名称のない離島については名称を付与し、名称の差異のある離島については名称を統一した上で、地図及び海図に記載していく必要がある。

---

<sup>6</sup>民法（明治 29 年法律第 89 号）（抄）

第二百三十九条（略）

2 所有者のない不動産は、国庫に帰属する。

上記に加え、これら中間提言で言及している取組として、次の施策について、充実を図る必要がある。低潮線保全区域の定期的な見回り等着実に実施するとともに、地形変化等をより効率的に監視するため、衛星や航空機による最新の観測技術・知見等<sup>7</sup>を活用した新たな手法を検討し、状況を時系列で把握できるようにすることで、離島や周辺海域の監視を強化していく。

#### (4) 既存の施策に対し、配慮を求めるべきこと

##### ① 警備・安全保障

我が国の領域を適切に保全するためには、実効性の高い統合的な防衛力を効率的に整備し、統合運用を基本とする柔軟かつ即応性の高い運用に努めるとともに、地方公共団体や民間部門との間の連携を深めるなど、武力攻撃事態等から大規模自然災害に至るあらゆる事態にシームレスに対応するための総合的な体制を構築する必要がある。また、領域警備に当たる法執行機関の能力や海洋監視能力を強化するとともに、様々な不測の事態にシームレスに対応できるよう、関係省庁間の連携を強化していく必要がある。

これらについては、昨年策定された国家安全保障戦略に基づき、取組が進められているが、国境離島は我が国の領海等の根拠となる重要な存在であることから、その重要性を踏まえて取組を進めていくことが肝要である。

<sup>7</sup> 例えば、地図の作成や災害状況の把握等に活用された、陸域観測技術衛星「だいち」(ALOS)の後継機として、平成26年5月24日に陸域観測技術衛星2号「だいち2号」(ALOS-2)が打ち上げられた。「だいち」2号では、「だいち」に比べ、分解能が10mから1~3mとなり、より精度の高いデータの取得が可能となる他、観測可能領域が879kmから2,320kmとなり、迅速に広範囲の観測ができるようになるなど、大幅に性能が向上する。



	だいち		だいち2号
分解能	10m	→	1~3m
観測可能範囲	879km	→	2,320km
データ伝送能力	138Mbps	→	800Mbps

提供: 宇宙航空研究開発機構 (JAXA)

## ②自然環境の保全

海洋の生物多様性を保全するためには、生物多様性の保全上重要度の高い海域を明らかにし、保護・管理の必要性と目的を勘案の上、海洋保護区(MPA)の適切な設定等の手法が有効である。また、重要海域の抽出とともに、既存の保護区の分布状況を把握した上で、そのネットワークを形成していく必要がある。

これらについては、平成23年に策定された「海洋生物多様性保全戦略」に基づき、取組が進められているが、離島及び周辺海域には固有種が生息・生育し、これらを育む貴重な自然環境が残されていることも多いことから、これらを踏まえた取組を進めていく必要がある。

また、サンゴ礁などの沿岸や離島の生態系は、気候変動に対する脆弱性が高いと言われているため、特に重要な海域を選定した上で、その他の人為的な環境負荷を軽減するなど、効果的かつ順応的な保全・管理を推進していくことが必要である。

## (5) 今後の動向を注視すべきこと ―土地の保全・管理について―

国境離島の土地所有者の把握や国有財産台帳への登録の重要性は既述したとおりであるが、土地の保全・管理のための法類型としては、国が土地を取得する方式、土地の利用を規制する方式、国境離島を公物として管理する方式やこれらの組合せが考えられるが、具体的にどのような方式が望ましいかについては、個々の離島の状況に鑑みた検討が必要である。また、今後の立法府の動向も注視すべきである。

さらに、諸外国における土地所有制度も参考になると考えられることから、その調査を進めるべきである。なお、その際には、所有者のいない無主の土地の取扱いに関しても調査するべきである。

## (6) 国境離島を有する地域での取組

国境離島の保全・管理の取組の推進に当たっては、前述したように課題の重要性、緊急性、多様性を踏まえると、地方公共団体、民間団体、国民等との協力体制が重要である。特に、国境離島の監視や状況の把握に当たっては、周辺の有人離島の住民等地域住民による目配りが重要であり、地域住民による警備、自然環境等の各種情報の関連行政機関への提供の重要性を紹介するなどして、地域住民との協力体制を構築することが重要である。

また、隣接する土地同士の境界等を調査する地籍調査については、実施主体である市町村が個別具体的に判断して実施している状況であり、国境離島についても、そうした境界の調査の実施時期等について適切に判断して進めていくことが必要である。

## 8. まとめ

本懇談会は、昨年4月からこれまで13回に亘って開催され、今後の国境離島の保全、管理及び振興のあり方について、議論を重ねてきた。

本懇談会においては、国境離島に求める中心的な役割を「我が国の領海及び排他的経済水域等の保全」とした上で、検討の対象とする離島を「領海の外縁を根拠付ける低潮線を有する離島」とし、それらの保全・管理のあり方について、既述のとおり提言する。

提言する施策には、優先的に取り組むべき施策、今後も着実に進めていくべき施策、他の枠組みで行われている既存施策に対し、配慮を求めるべきこと等様々な施策があるが、これらを進めていくに当たっては、政府の関係部局間での連携強化が不可欠である他、地方公共団体、観光業者、漁業者、環境保護団体、研究所、地域住民等との多様な形態の協力が必要である。

また、海洋や離島に関する国民の関心を高めることが重要であるが、国民の国境離島に対する関心が高まっている現時点がタイミングとして適当であるとともに、将来にわたって国民が離島及びその周辺水域に関心を持ちうるような国民参加型の企画を立案していくことが重要である。

こうした点を踏まえ、政府においては、本提言を踏まえ、海洋立国日本の実現の基礎となる国境離島の保全・管理の強化が図られるべく、施策を推進するよう求める。

以上、山本海洋政策担当大臣へ提言する。

## 有識者懇談会委員名簿

五十音順 敬称略

秋山 昌廣 (公財) 東京財団理事長

磯部 力 國學院大學法科大学院教授

奥脇 直也 明治大学法科大学院教授【座長】

木場 弘子 キャスター・千葉大学客員教授

久保 文明 東京大学大学院法学政治学研究科教授

志方 俊之 帝京大学法学部教授

渡邊 東 (公財) 日本離島センター専務理事

## 懇談会の開催経緯

回	開催日	主な議題
1	H25年4月26日	これまでの離島の保全・管理施策、懇談会の進め方等
2	5月20日	国境離島の役割及び本懇談会の論点、離島振興、国土調査及び土地収用に関する施策、諸外国の離島の保全・管理施策等
3	6月3日	離島の保全、管理に係る現状と課題（全国離島振興協議会会長（吉岐市長）よりヒアリング）
4	6月12日	中間提言（案）
5	6月26日	中間提言とりまとめ、山本海洋政策担当大臣へ手交
6	8月26日	委員からの発表（奥脇、磯部、渡邊委員）
7	10月7日	委員からの発表（秋山、志方、木場、久保委員）
8	11月12日	海域（離島を含む）の生物多様性保全の取組、離島の観光
9	12月11日	海上保安業務の現状、学校における海洋に関する教育
10	H26年1月21日	新たな防衛計画の大綱及び中期防衛整備計画
11	3月7日	最終提言の方向性、諸外国の離島の保全・管理施策
12	5月26日	最終提言の方向性
13	6月30日	最終提言とりまとめ、山本海洋政策担当大臣へ手交